

2026 年 8 月 6 日

No.GMY_003

ドイツ仲裁手続法現代化法案

執筆者：ドイツ連邦共和国弁護士 シャーヒン・キョックサル*

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

I. はじめに

2026 年 6 月 10 日、ドイツ連邦政府(閣議)は「仲裁手続法の現代化に関する法律案 (Gesetz zur Modernisierung des Schiedsverfahrensrechts)」を決定いたしました。¹ 本法案は、ドイツ民事訴訟法 (ZPO)第 10 編(仲裁手続に関する規定) を約 30 年ぶりに実質的に見直すものであり、デジタル化・国際化・透明性の向上という 3 つの柱を掲げております。² ドイツに拠点を置く日系企業、あるいはドイツ企業との契約に仲裁条項を設けている日系企業にとって、本法案は契約実務・紛争解決戦略の両面で影響を及ぼす可能性がございますので、以下、改正の背景・内容・実務上の留意点を詳しくご案内申し上げます。

ドイツの現行仲裁法制は、1997 年 12 月 22 日の法律により UNCITRAL モデル法を基礎として整備されたものであり、以降大きな改正は行われておりませんでした。改正の検討は 2023 年 4 月 18 日の連邦司法省による論点整理 (Eckpunkt Papier)に遡ります。これを踏まえ 2024 年 2 月 1 日に第一次参事官草案が、同年 6 月 26 日には政府草案(連邦議会文書 20/13257 号)が公表され、同年 10 月 17

¹Bundesministerium der Justiz und für Verbraucherschutz (BMJV), Pressemitteilung Nr. 42/2026 „Modernisierung des Schiedsverfahrensrechts: Kabinett beschließt Gesetzentwurf“, 10.06.2026.

²Gesetzentwurf der Bundesregierung eines Gesetzes zur Modernisierung des Schiedsverfahrensrechts sowie zu weiteren Änderungen der Zivilprozessordnung im Bereich des internationalen Zivilverfahrensrechts (Regierungsentwurf) v. 10.06.2026, BMJV.

日の第一読会、同年 12 月 4 日の法務委員会専門家聴聞会を経ましたが、その後の連邦議会解散・総選挙により、当該法案は成立に至らず廃案（いわゆる Diskontinuität）となりました。³ 新政権の下、連邦司法大臣シュテファニー・フービヒ氏は 2026 年 1 月 27 日に改めて参事官草案を公表し⁴、意見照会期間(2026 年 2 月 27 日締切)を経て、2026 年 6 月 10 日に政府草案として閣議決定するに至りました。今後は連邦議会 (Bundestag) および連邦参議院 (Bundesrat)における審議を経る必要があります。成立時期は現時点では未定です。ドイツ仲裁協会(DIS)は一連の立法過程において意見書を提出するなど積極的に関与しております。⁵

II. 改正の主なポイント

(1) デジタル化

- **仲裁合意の方式緩和(ZPO 第 1031 条):** 現行法上、仲裁合意は原則として書面(署名または書簡・ファックス等)によることが求められていますが、改正案では「後日再び参照可能な方法によるあらゆる通信手段」による締結を認める方向で技術中立的に規定されます。立法理由によれば、これは特に電子メールやテキストメッセージによる仲裁合意の締結を想定したものです。
- **オンライン審問(ZPO 第 1047 条):** 当事者間に別段の合意がない限り、仲裁廷における口頭審問は映像・音声伝送(ビデオ審問)によっても実施できることが明文化されます。
- **電子仲裁判断(ZPO 第 1054 条):** 仲裁判断についても電子的方式による発行が認められます。

(2) 国際化

現行法でも仲裁廷における手続言語自体は当事者が自由に合意できますが(ZPO 第 1045 条)、今回の改正は、仲裁関連事件が国家裁判所に係属する場合(ZPO 第 1062 条、例えば仲裁廷の暫定措置の執

³Gesetzesentwurf der Bundesregierung eines Gesetzes zur Modernisierung des Schiedsverfahrensrechts, BT-Drucks. 20/13257 v. 26.06.2024(第 20 会期・廃案)。連邦議会公式サイト(bundestag.de) 関連審議記録: 法務委員会公聴会(2024 年 12 月 4 日) 議事録参照。

⁴BMJV, Pressemitteilung Nr. 5/2026 „Stärkung des Justizstandorts Deutschland: BMJV legt Gesetzesentwurf zur Modernisierung des Schiedsverfahrensrechts vor“, 27.01.2026(参事官草案・Referentenentwurf)。

⁵Deutsche Institution für Schiedsgerichtsbarkeit e.V. (DIS), „Modernisierung Schiedsverfahrensrecht“特設ページ (disarb.org/wissen/modernisierung-schiedsverfahrensrecht)。同ページには参事官草案・政府草案の全文および関連文獻リストが掲載されている。

行決定や仲裁判断の執行許可決定など)についても、一定の要件の下で英語による手続を可能とするものです。具体的には、当該事件を管轄する州において英語対応の商事裁判所(Commercial Court)が設置されている場合、当事者の合意に基づき、英語での手続進行が可能となります。これは 2025 年に導入された Commercial Court 制度(州裁判所内に設けられた英語対応の商事専門法廷)と連動する改正であり、ドイツを国際商事紛争解決の場として一層魅力あるものにすることを企図しています。

(3) 透明性の向上

新設される ZPO 第 1054b 条により、仲裁判断の公表に関する法的根拠が整備されます。背景として、会社法上の紛争(M&A 後紛争等)や建設・エネルギー分野の紛争は、機密性の高い仲裁手続で解決されることが多く、これらの分野に関する裁判例の蓄積・公開が乏しいという問題意識があります。具体的な公表要件は以下のとおりです。

- 匿名化または仮名化された形での公表が前提となります。
- 当事者双方が公表に同意した場合、または一方当事者が 3 か月以内に異議を述べなかった場合に公表が可能となります(異議申立てに理由を示す必要はありません)。
- 双方当事者の同意(または黙示の同意)がない限り、公表は行われません。

なお、2024 年の専門家聴聞会では、匿名化を施しても取引の性質上、企業が特定されうるとの懸念や、書面性要件撤廃による濫用リスクへの懸念も指摘されており、これらの論点は今後の国会審議でも引き続き議論される見込みです。⁶

(4) その他の主要改正点

- **外国仲裁廷の暫定措置の執行:** ZPO 第 1025 条第 2 項により、外国仲裁廷が命じた保全・暫定措置についても、ドイツの裁判所が執行決定を行うことが可能となります。また、裁判所が暫定・保全措置の執行を拒否できる事由は、ZPO 第 1041 条第 2 項に列挙された事由に限定されます。
- **国際送達 of 効率化:** ZPO 第 1068 条の改正により、EU 加盟国の裁判所が一定の要件の下、電子メールによりドイツ国内への裁判書類の送達を行うことが可能となります(現行法では認証された送達サービスの利用が必要とされています)。

⁶Risse, Jörg / Oehm, Max, Gesetzgebung reloaded: Der Referentenentwurf zur Modernisierung des Schiedsverfahrensrechts vom 27.1.2026, BB 2026, 579.

III. 現行法・改正案の対比表

項目	現行法(1997 年法)	改正案(2026 年政府草案)
仲裁合意の方式 (ZPO§1031)	署名付書面、または書簡・ファックス等の交換が原則	後日参照可能な通信手段であれば方式自由(電子メール・チャット等を含む)
審問の方式 (ZPO§1047)	明文規定なし(解釈により対面が原則)	当事者の別段の合意がない限りビデオ審問が明示的に許容
仲裁判断の方式 (ZPO§1054)	原則として署名付書面が必要	電子署名による電子的発行が可能に
裁判所での手続言語 (ZPO§1062)	ドイツ語のみ	Commercial Court 設置州では当事者合意により英語手続が可能に
仲裁判断の公表 (新設 ZPO§1054b)	法的根拠なし(実務上非公開が原則)	匿名化を条件に、同意または 3 か月の異議不申立てにより公表可能に
外国仲裁廷の暫定措置 (ZPO§1025 II)	ドイツ国内での執行手続が不明確	ドイツ裁判所による執行決定の対象として明文化
EU 域内送達 (ZPO§1068)	認証された送達サービスの利用が必要	一定要件下で EU 加盟国裁判所による電子メール送達が可能に

IV. 実務上の意義: BGH 2025年1月9日決定(I ZB 48/24)

改正案が実務にもたらす影響を具体的にご理解いただくため、改正論議の中でも参照されている連邦通常裁判所 (BGH) の重要決定をご紹介します。

本件は、オランダに建設される太陽光発電設備(カーポート型)の基礎工事に関し、ドイツ建設契約規則(VOB)に基づき締結された請負契約に関するものです。同契約は準拠法をドイツ法とする一方、仲裁手続においてはドイツ民法典(BGB)第 305 条から第 310 条までの約款規制(AGB 規制)の適用を排除

する旨を定めていました。仲裁被申立人側が、当該約款規制排除条項が無効であれば仲裁合意自体も無効になると主張したことから、仲裁合意の効力が争点となりました。⁷

BGH は、仲裁合意の有効性は、準拠法条項や約款規制の適用排除といった仲裁手続に関するその他の合意の有効性から原則として分離して判断されるべきであるとししました。すなわち、約款規制排除条項が仮に無効であったとしても、そのことによって仲裁合意自体が当然に無効となるものではないとの判断を示しました。また、BGH は、仲裁申立てを行ったこと自体は、その後に国家裁判所において仲裁廷の管轄権を争う権利の放棄を意味しないことも確認しました (2018 年 11 月 8 日決定 (I ZB 21/18) の判例法理を踏襲するもの)。

実務上の意義と改正論議との関係

本決定は、企業間取引において(特に長期エネルギー供給契約や建設契約で問題となりやすい)約款規制の適用を仲裁手続で排除する契約実務に、大きな法的安定性をもたらすものとして評価されています。ドイツの約款規制は企業間取引においても厳格に適用されるため、これを事実上回避しうる仲裁合意の活用は、国際的な契約実務との整合性を確保する観点からも重要な意味を持ちます。もっとも、DIS およびドイツ工業会議所連合会(DIHK)は 2026 年 2 月 26 日付の共同意見書において、本決定の趣旨を条文上も明確化するよう、今回の法改正における立法的手当てを求めています。⁸ 日系企業がドイツ法準拠の契約書において仲裁条項と準拠法条項・約款規制排除条項を組み合わせる場合には、本決定および今後の立法動向を踏まえた条項設計が有用です。

V. 日系企業への実務上の示唆

- **契約書のドラフティング:** 仲裁合意の方式が緩和されることにより、電子メールやチャットでの合意成立リスク・メリット双方を踏まえた契約実務の見直しが望まれます。特に、意図せぬ形で仲裁合意の成立を防ぐ観点から、契約書上で仲裁合意の締結方式を明確に定めておくことが引き続き重要です。

⁷BGH, Beschluss v. 9.1.2025 – I ZB 48/24, NJW 2025, 896 = ECLI:DE: BGH:2025:090125BIZB48.24.0(原審: Kammergericht Berlin, Beschluss v. 24.6.2024 – 12 SchH 623)。

⁸DIS/DIHK, Gemeinsame Stellungnahme zur gesetzgeberischen Klarstellung im Lichte der Entscheidung des BGH I ZB 48/24, 26.02.2026。

- **約款規制排除条項の活用:** 前記ケーススタディのとおり、約款規制の適用排除条項を仲裁合意と組み合わせる契約設計は、BGH の判断により法的安定性が高まりました。長期供給契約や建設契約における価格調整条項等の実効性確保の観点から、日系企業においても活用を検討する価値があります。
- **秘密保持への配慮:** 仲裁判断の公表制度が導入されることに伴い、M&A 後紛争など機密性を重視する案件については、公表への異議申立ての要否・タイミングをあらかじめ社内手続に組み込むことをお勧めいたします。
- **英語による手続選択の活用:** ドイツ企業との取引で仲裁地をドイツとする場合、Commercial Court との連動により英語での司法手続を選択できる余地が広がることは、日系企業にとって手続コスト・言語障壁の軽減という観点から歓迎すべき動きです。
- **クロスボーダー執行:** 外国仲裁廷の暫定措置がドイツで執行可能となることは、日本を含む第三国での仲裁を選択した場合でも、ドイツ国内資産に対する保全の実効性を高める材料となります。

VI. 今後の見通し

本法案は現時点では閣議決定の段階にとどまっており、今後、連邦議会および連邦参議院での審議を経て成立する見通しです。2024 年の前身法案が総選挙により廃案となった経緯に鑑みても、審議スケジュール・最終的な条文内容には今後変更の可能性がございます。当事務所では、法案の進捗を注視し、重要な進展があり次第、続報をお届けいたします。

今回の改正は、仲裁手続のデジタル化・国際化を一層推進するとともに、ドイツを国際仲裁地として強化することを目的としています。日系企業としても、契約書の見直しや紛争解決戦略の再検討を行う良い機会になるでしょう。

以上

執筆者

弁護士 シャーヒン・キョックサル*（オブ・カウンセル、ドイツ連邦共和国弁護士）

Email: koksai.sahin@aplav.jp

お問い合わせ先

本ニュースレターに関する一般的なお問い合わせは、下記までご連絡ください。

渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 ドイツプラクティスチーム

Email: ipg_germany@aplav.jp

*但し、日本における外国法事務弁護士の登録はない。

当事務所のニュースレターをご希望の方は[ニュースレター配信申込フォーム](#)よりお手続きをお願いいたします。

また、バックナンバーは[こちら](#)よりご覧いただけます。

このニュースレターは、現行の又は予想される規制を網羅的に解説したものではなく、著者が重要だと考える部分に限って、その概要を記載したものです。このニュースレターに記載されている意見は著者個人の意見であり、渥美坂井法律事務所・外国法共同事業（「渥美坂井」）の見解を示すものではありません。著者は明白な誤りを避けるよう合理的な努力は行いましたが、著者も渥美坂井もこのニュースレターの正確性を保証するものではありません。著者も渥美坂井も読者がこのニュースレターに依拠することによって生じる損害を賠償する責任を負いません。取引を行う場合には、このニュースレターに依拠せずに渥美坂井の弁護士にご相談ください。

東京オフィス Tokyo Head Office 〒100-0011 東京都千代田区 内幸町 2-2-2 富国生命ビル（総合受付：16F） 	大阪提携オフィス Osaka Affiliate Office （A&S 大阪法律事務所） 〒530-0005 大阪府大阪市北区 中之島 2-3-18 中之島フェスティバルタワー16階 	福岡提携オフィス Fukuoka Affiliate Office （A&S 福岡法律事務所） 〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神 2丁目 12-1 天神ビル 10階 
ニューヨーク提携オフィス New York Affiliate Office 1120 Avenue of the Americas, 4th Floor New York, New York 10036 	ロンドンオフィス London Office 85 Gresham Street, London EC2V 7NQ, United Kingdom 	フランクフルト提携オフィス Frankfurt Affiliate Office Barckhausstraße 1 (8th Floor), 60325 Frankfurt am Main, Germany 
ブリュッセルオフィス Brussels Office CBR Building, Chaussée de la Hulpe 185, 1170, Brussels, Belgium 	ホーチミンオフィス Ho Chi Minh Office 10F, The NEXUS building, 3A-3B Ton Duc Thang Street, Sai Gon Ward, Ho Chi Minh City, Vietnam 	